

総務政策委員会記録

開会年月日	平成28年12月19日
開会時刻	午前 9時59分
閉会時刻	午前 10時42分
出席委員名	◎西山 則夫 ○野口 佳子 鈴木 豊司 野崎 隆太
	福井 輝夫 辻 孝記 黒木騎代春 工村 一三
	世古口新吾
	浜口 和久 議長
欠席委員名	—
署名者	鈴木 豊司 野崎 隆太
担当書記	山口 徹
審査案件	議案第101号 平成28年度伊勢市一般会計補正予算第3号中 総務政策委員会関係分
	議案第108号 伊勢市個人情報保護条例等の一部改正について
	議案第110号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について
	議案第111号 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正について
	議案第120号 いせ市民活動センターの指定管理者の指定について
	議案第131号 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
	【継続調査案件】防災対策に関する事項 ・国土交通省宮川洪水浸水想定区域図の見直しと今後の市の取組について
説明員	情報戦略局長、情報調査室長、企画調整課長
	総務部長、総務課長、危機管理部長、危機管理課長
	都市整備部長、都市整備部次長、維持課副参事
	その他関係参与

審査経過

西山委員長が開会を宣言し、会議録署名者に鈴木委員、野崎委員を指名した。

その後、直ちに議事に入り、去る12月12日の本会議において審査付託を受けた「議案第101号平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、総務政策委員会関係分」「議案第108号伊勢市個人情報保護条例等の一部改正について」「議案第110号伊勢市職員給与条例等の一部改正について」「議案第111号伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正について」「議案第120号いせ市民活動センターの指定管理者の指定について」「議案第131号伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」の以上6件を審査し、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしとそれぞれ決定し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定した。

また、付託案件の審査終了後、継続調査案件となっている「防災対策に関する事項」を議題とし、当局から説明を受け、引き続き調査をすることを決定し、委員会を閉会した。

開会 午前9時59分

◎西山則夫委員長

ただいまから、総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2人は委員長において、指名いたします。

鈴木委員、野崎委員の御両名にお願いをいたします。

本日御審査いただきます案件は、去る12月12日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました6件、及び継続調査案件であります「防災対策に関する事項」の以上合わせて7件であります。

案件名については、審査案件一覧表のとおりでございます。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら随時行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。

【議案第101号平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、総務政策委員会関係分】

◎西山則夫委員長

それでは、はじめに「議案第101号平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、

総務政策委員会関係分」を御審査願います。
審査の便宜上、歳出から審査に入ります。
補正予算書の16ページをお開きください。
款1 議会費を款一括で御審査願います。
御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようでありますので、款1 議会費を終わります。
次に18ページをお開きください。
18ページから29ページの款2 総務費を款一括で御審査願います。
御発言はございませんか。
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

おはようございます。
企画費の中で、1点お尋ねをさせていただきたいと思います。
公共施設マネジメント事業なんです、この事業につきましては当初255万5千円ですか、それでスタートしてました。
今回、報酬と報償費、これ組み替えのような形で提案をさせていただいておるんですが、当初予算額も含めて、その辺の状況、説明いただきたいと思います。

◎西山則夫委員長

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

こちらにつきましては、年度当初、始める際に、ことしのマネジメントの計画を外部委員の方に御協議いただくために、施設類型別計画の検討委員会というものを設置することとしておりました。

これにつきましては、当初、要綱設置でいいのではないかというような誤りがございまして、こちらにつきましては、大変申しわけなく思っております。

4月1日からの条例の上での附属機関ということでのスタートを切ることができませんでしたので、6月議会のほうで附属機関のほうへの変更ということの条例というものを制定をさせていただいております。

本来ですと、そのようにすればよかったですのかわかりませんが、マネジメントの計画を進める上で、どうしても外部の皆様からの御意見をちょうだいしたいというところから、要綱設置で1回だけ会議のほうをさせていただいております。

その結果、1回だけさせていただきましたので、その分の費用として2万4千円を執行させていただきました。

その残額のほうを、今回は27万6千円減額をさせていただきまして、それから、その以降の委員会についての報酬費のほうの21万円を、かわりに計上させていただいたというような流れになっております。ですので、7月の27日に条例施行をいたしまして、その段階で要綱のほうも廃止をいたしまして、委員の皆様への委嘱のほうも変更させていただいた、このような経過となっております。以上でございます。

◎西山則夫委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
その1回の委員会の委員さんへの支払いですね、どんな形で支払いを、報償費の中から支払いをしてもらっておるんですか。

◎西山則夫委員長
情報調査室長。

●浦井情報調査室長
1回目につきましては、報償費のほうで支払いをさせていただいております。これは要綱設置ってことでしてございましたので、そちらのほうで執行してございました。

◎西山則夫委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
要綱設置といいながらですね、業務的には、市の附属機関に当然なりますよね。
条例設置ということで、これは是正をしてもらったんですが、この委員さんにつきましては、報酬を支払わなければならないということで、義務なんですよね、報償費で対応したこと自体が、いかななものかなというふうに思っておるんですけど。
要綱設置であれ、報酬で対応すべきやなかったんかなというふうに思うんですけど、これもうそのまま報償費で支払いをしたまま残していくというか、例えば科目更正するなり、そんな対応はしないのでしょうか。

◎西山則夫委員長
情報調査室長。

●浦井情報調査室長
こちらにつきましては、要綱で設置した委員ということで、この機会につきましては執行させていただきましたので、1回だけ、その外部委員の皆様から御意見をちょうだいしたというような位置づけにさせていただきまして、報償費というふうに執行させていただきたいと思っております。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、款2総務費を終わります。

次に、38ページをお開きください。

款3民生費のうち、項5人権政策費を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、款3民生費を終わります。

次に66ページをお開きください。

款10消防費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、款10消防費の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

◎西山則夫委員長

次に、歳入の審査をお願いいたします。

補正予算書12ページにお戻りください。

12ページから15ページの歳入を一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、歳入の審査を終わります。

◎西山則夫委員長

次に1ページにお戻りください。

1ページから8ページの条文の審査に入ります。

条文の審査についても条文一括をお願いをいたします。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で「議案第101号」中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第101号平成28年度伊勢市一般会計補正予算(第3号)中、総務政策委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第108号伊勢市個人情報保護条例等の一部改正について】

◎西山則夫委員長

次に、条例等議案書の1ページをお開きください。

1ページから6ページの「議案第108号伊勢市個人情報保護条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回の条例改正なんですけど、大変複雑になってましてですね、よく理解できませんので、少し確認をさせていただきたいと思います。

第2条の関係なんですけど、27年の条例第25号の一部改正の一部改正なんですよね、これ38条なんですけど、ホームページの例規集を見させてもらいました。

28年8月1日現在のものが、アップされておったんですが、その中では38条は、未施行ということで、一切この条文は入ってございませんでした。

この部分ですね、5ページの改正前の部分なんですけど、27年の25号で新たにこの条項が規定されたという理解でよろしいでしょうか。

◎西山則夫委員長
総務課長。

●中川総務課長

おっしゃっていただいたとおりでございます。

ただ、この部分は番号法の改正で、まだ番号法自体の未施行の部分になりますので、今の例規集は、今現在の状態が載っております。

将来、この番号法のこの部分が施行されたと同時に、うちの条例のほうも、この38条の部分は施行されるということで、今現在の例規集のほうにはデータ上は出てこない。ただ、未施行ということで、施行を待っとる状態ということでございます。

◎西山則夫委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

その条例の附則を見させてもらいましたら、その部分は番号法の施行の日が、言われましたように施行になっておるんですが、番号法の施行の日が括弧してですね、27年10月5日ということで、書いてもらってあったんですね。

当然もうこの部分は施行されておるのかなというふうに思いましたので、大変こう、矛盾しとるような改正になったもので、聞かせてもらっておるんですけど、その辺どうですか。

◎西山則夫委員長
総務課長。

●中川総務課長

すいません、番号法自体がこういう複雑になってまして、何と申しますか専門的な言い方になるんですけども、番号法の本体の部分は10月5日施行ということになってまして、それ以外の部分が施行期日の附則の各号列記のほうになってまして、そちらのほうは29年の1月から7月ぐらいの間で施行される予定になっておるということでそちらのほうはまだ、施行期日を定める政令が出ていないということになっております。

◎西山則夫委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ただですね、今の条例その附則を読みますと、そんなようにとれないんですよ。当然、第3章の改正規定については、27年10月5日から施行しますよということで、出てくるんです。

その点どうなんですかね。29年云々というの全く出てこないですよ。

◎西山則夫委員長
総務課長。

●中川総務課長

今回の改正の施行が、新しく27年の改正法の法の施行期日になります。

ただ、この改正法の施行期日の附則1条5号に掲げる規定、ということになってますんで、改正法の附則の附則1条5号を見に行ってくださいますと、それが番号法のほうの附則1条5号というふうになってまして、同日になるわけですけども、その1条5号っていうの10月5日を指しとる日ではありません。

◎西山則夫委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ちょっとよく理解できないんですけど、また後で教えていただきたいと思います。

それとですね、ホームページのほうなんですけど、未施行ということで、情報そのものが挙がってない。

一部の部分はアンダーライン引いて、未施行ということで出てくるんですけど、その辺の表示の仕方とですね、未施行ではなくて、いつから施行するんやというような表現をしてもらったほうが、見た人がよくわかるんかなというふうに思いますので、その点はいかがですか。

◎西山則夫委員長
総務課長。

●中川総務課長

はい、御指摘もとてもやと思います。

あの例規のいわゆる、その表示の仕方ということで、例えば、末尾とか、その条文中ちょっと見にくくはなりますけれども、点線なんか枠囲みで、この部分はいついっかから施行というふうに別表示をする方法も考えられますので、ちょっとそちらのほう、またできるかどうか業者のほうとも相談させていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎西山則夫委員長

よろしいですか、他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

他に発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第108号伊勢市個人情報保護条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第110号伊勢市職員給与条例等の一部改正について】

◎西山則夫委員長

次に、13ページをお開きください。

13ページから39ページの「議案第110号伊勢市職員給与条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第110号伊勢市職員給与条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第111号伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正について】

◎西山則夫委員長

次に、40ページをお開きください。

40ページから53ページの「議案第111号伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第111号伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第120号いせ市民活動センターの指定管理者の指定について】

◎西山則夫委員長

次に、76ページをお開きください。

第76ページから77ページの「議案第120号いせ市民活動センターの指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第120号いせ市民活動センターの指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第131号伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について】

◎西山則夫委員長

次に「議案第131号伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第131号伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【防災対策に関する事項】

◎西山則夫委員長

それでは次に継続調査となっております「防災対策に関する事項」について御審査を願います。

「国土交通省宮川洪水浸水想定区域図の見直しと今後の市の取り組みについて」当局の説明を求めます。

危機管理課長。

●日置危機管理課長

先週の12月15日に、国土交通省から洪水浸水想定区域図が発表されまして、こちらのほう御報告申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

国土交通省宮川洪水浸水想定区域図の見直しについてでございますが、こちらのほうにつきましても、近年、全国的に計画規模を上回る降雨による水害が頻発していることなどから、平成27年5月に水防法が改正され、浸水想定区域指定の前提となる降雨が、従来の計画規模の降雨量から想定し得る最大規模の降雨量に見直し、変更されたものでございます。

浸水区域やその深さ、浸水が継続する時間などを公表することにより、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図ることを目的といたしております。

洪水浸水想定区域図は、別紙1から別紙5までの5種類ございます。

2ページ別紙1をごらんください。

想定最大規模における洪水浸水想定区域図でございます。

水防法の規定により指定された、想定し得る宮川流域の最大規模の降雨を、12時間雨量519ミリとして、シミュレーションされたものです。

参考といたしまして、平成21年6月に発表されました浸水想定区域図を、7ページ別紙6に添付いたしました。

これまでの浸水想定区域図と比較いたしますと、浸水範囲が広範囲となり、浸水深も増加いたしております。これは、これまでの宮川流域の12時間降雨量が381ミリから519ミリと約1.4倍になったことによるものとなります。

なお、今後、市が避難勧告等の判断を行う際には、この想定最大規模の洪水浸水想定区域図を基本に行うこととなります。

3 ページ別紙 2 をごらんください。

計画規模における洪水浸水想定区域図でございます。

こちらは、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図でございます。

この計画雨量につきましては、河川整備の基本方針規模である12時間の降雨量を381ミリとして、シミュレーションしたものであります。

雨量はおよそ100年に1度程度の確率となっております。

今回の見直しにより、計算の間隔が100メートルから25メートルに変更され、より実態に即した浸水解析が行われております。

別紙 6 のこれまでの浸水想定区域図と比較いたしますと、国土交通省直轄区間では、堤防等の整備により、浸水範囲が減少しております。

ソフトである避難勧告等の判断は、2 ページ別紙 1 の想定最大規模で行い、ハードである河川整備につきましては、3 ページ別紙 2 の計画規模を基準として行われることとなります。

続きまして、4 ページ別紙 3 をごらんください。

想定最大規模の洪水浸水想定区域図、浸水継続時間でございます。

水防法の規定に基づき想定し得る最大規模、12時間519ミリの降雨時で浸水深50センチ以上の継続時間を表示した図面でございます。

続きまして、5 ページ別紙 4 をごらんください。

こちらのほうにつきましては、家屋倒壊等氾濫想定区域図、氾濫流であります。

洪水時に氾濫水による家屋の倒壊や、流失を招く恐れのある区域を表示した図面でございます。

続きまして、6 ページ別紙 5 をごらんください。

こちらのほうにつきましては、家屋倒壊等氾濫想定区域図、河岸侵食であります。

洪水時に河岸侵食の恐れのある区域を表示した図面でございます。

5 ページ別紙 4 と 6 ページ別紙 5 の家屋倒壊等氾濫想定区域図は、災害対策基本法に基づく屋内での待避等の安全確保措置、指示等の判断に資するものであります。

なお、県内では、対象となる4川のうち、鈴鹿川が本年5月31日に公表され、宮川、雲出川、櫛田川の3川が、先週12月15日に公表されたところであります。

以上が、国土交通省が発表いたしました宮川洪水浸水予想図でございます。

今回の公表に関しましては、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事所が窓口となっております。

続きまして、1 ページにお戻りください。

今後の市の取り組みについてでございますが、「洪水浸水想定区域図の市民への周知」、そして「伊勢市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し」、「避難所指定基準と避難所の見直し」、「伊勢市地域防災計画及び水防計画の見直し」、「宮川洪水浸水ハザードマップの作成」これらの取り組みを進めてまいります。

なお、この対応の内、「洪水浸水想定区域図の市民への周知」につきましては、「伊勢

市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し」、「避難所指定基準と避難所の見直し」を検討したのちに順次行って行きたいと考えております。

以上で「国土交通省宮川洪水浸水想定区域図の見直しと今後の市の取り組みについて」報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。
福井委員。

○福井輝夫委員

今ちょっと、いろいろ細かく説明いただきましてありがとうございます。

この中で、最大規模の降雨ということで、かなりの降雨量がふえておりますね。

昭和13年には、1日の平均雨量が552という最大のことがあって、このときに宮川下流でかなりの堤防決壊やいろいろあったという情報もありますんですけども。

その1日552に対して、平成21年は12時間に対して381、今回は12時間で519、ということはかなりの水量の降雨がふえてくるということで、危機的な感じかなというふうにちょっと見受けましたんですけども。

これは国土交通省の発表ということなんですけれども、それについては何かの根拠があるかと思うんですけども、その辺の根拠について何か説明なんかはないんでしょうか。

◎西山則夫委員長

危機管理課長。

●日置危機管理課長

今回の発表につきましては、平成27年の水防法の改正によるものではございますが、その水防法の改正の中では、この地域分けをいたしまして、その地域分けの中で、流域、その辺を鑑みて決定されたと、そのように聞いております。以上でございます。

◎西山則夫委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

わかりました。流域によるものということで、その辺については、それ以上ちょっとこちらとも言えないことやと思いますので、わかりました。

それで今回のですね、かなりの浸水想定、別紙1なんかはかなり多いんですけども、これは、堤防の決壊は一切考えずに、堤防からのオーバーフローというか、そういう分をみてのことなんでしょうか。

◎西山則夫委員長

維持課副参事。

●安藤維持課副参事

今回のシミュレーションにつきましては、ある程度雨を降らせまして、一部、決壊と
いいますか越水をした場合、堤防を越えた場合での浸水の状況の判断という形でシミュレ
ーションしとるということでございます。

◎西山則夫委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

すると堤防の決壊は想定に入れない状態で、ただのオーバーフローだけでもこんだけ
の被害が起こるということだったと思います。

◎西山則夫委員長

福井委員、ちょっとお待ちください。

何か補足ですか。

都市整備部次長。

●堀都市整備部次長

決壊も想定の中には入れております。以上です。

◎西山則夫委員長

じゃあ、あわせてということですか。

都市整備部次長。

●堀都市整備部次長

はい、越水及び決壊を想定したシミュレーションとなっております。

◎西山則夫委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

決壊も想定しておるということは、今こちらのですね、度会橋の上流のところ、左岸
ですね、上流から見ますから左岸ですね、かなり赤くなっています。ということは、この
部分の堤防の弱い部分があって決壊ということも考えられるんでしょうか。

◎西山則夫委員長

都市整備部次長。

●堀都市整備部次長

こちらにつきましても、当然、これからの中で想定最大の、流量を流してまいりますので、それが計画高水位に達した段階で決壊するというシミュレーションのもとで計画しておりますので、こちらの左岸についても、非常に多い、今でいいますと赤い区域が広がっているという状況でございます。

◎西山則夫委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

想定最大に達した時点で決壊も考えるということだと思います。

その場合ですね、こういうこの状態になったときにですね、堤防をさらに見直すとか、それとも、川床をさらに掘るとか浚渫ですね、そういうこともしないと、これは防ぎようがないというような感じになるんですけども、その辺の堤防の強度、高さ、川床についてのことは、今後何か方向性っていうのはないんでしょうか。

◎西山則夫委員長

都市整備部次長。

●堀都市整備部次長

堤防の整備につきましては、今宮川の河川整備計画に基づいて整備をされております。

そちらはあくまでも、そのここでの計画降雨量、今までの計画に基づいての整備ということになりまして、この想定最大をですね、考慮した整備というのはなかなか非常に莫大なものになりますので、そこまでは想定しておりません。

あくまでも、計画を今までの100年に1度という、100分の1の確率ということでの整備を進めておるといところでございます。

◎西山則夫委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

そうしますとかなり厳しい部分も覚悟しておかなきゃならんということになるかと思います。

その場合ですね、今まで津波に対しては避難タワー云々についての整備かなりされておるとは思いますけども、これだけの地域がですね、決壊したり何かするとかなりの家屋が津波以上の強さで、いくというようなことも考えられます。

そういう場合の今後ですね、避難の見直し、これ今後の取り組みの中に書いてあります避難所指定の基準と避難所の見直しということ書いてございますけども、そういう部分でのですね、キャパシティーというかですね、そういう部分について、何か方向性考えがあれば教えてください。

◎西山則夫委員長
危機管理課長。

●日置危機管理課長

今御質問にありましたとおりですね、非常にどこへ逃げるんだとか、そういうふうなことをこれから、かなり大きな流域になっておりますので、この辺を検討してまいりまして、それとあと、その周知、こちらのほうをですね、しっかり図っていくことによって、ソフト面そういうような部分でですね、対応していきたいとそのように考えております。

◎西山則夫委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

最後にします。今これは宮川の範囲内、国交省の範囲内でのシミュレーションやと思います。

その上流になりますとですね、県の管理地になるのかなと思いますけども、その辺今後ですね、県のほうからそういう部分も出てくる可能性というのは何か情報がないんでしょうか。例えば度会町の付近でですね、溢れてきたのが伊勢市内のほうへ流れてくるといふことはないのかというような心配もありますので、そういう情報があれば、それだけ最後教えてください。

◎西山則夫委員長
都市整備部次長。

●堀都市整備部次長

今の想定については流域の分は変わらないんですが、県のほうで今、県管理河川のほうも、洪水への浸水想定区域図の作成に取りかかっていたとるところもございまして、これから取りかかるところもある、ということで伺っておりますのは、平成35年を目途にですね、今の宮川でいきますと宮川、あと外城田川、大堀川、五十鈴川について、図面を作成すると伺っております。以上です。

◎西山則夫委員長
他に御発言ございませんか。
野崎委員。

○野崎隆太委員

まずちょっと、少し一つ二つお伺いする前にですね、先ほど福井委員のほうから御質問がありましたけども、想定最大の規模、資料の別紙1とですね、別紙2のちょっと違いについてちょっとお聞きしたいんですけども、先ほどの説明だと僕わかりにくいところもあったんですけど、基本的に津波とかとの避難と最大の違いは、洪水の場合事前にある程度

わかるもので、計画規模と想定最大の規模がそもそも計画として違うんだということを、僕はあらかじめ説明を本来いただくべきだと思うんですけども、その理解でよかったですよね、だから計画規模は、ハードの部分に関しては、ある程度避難ができるから、人命に対する考え方が津波の避難とはそもそも違うということで、そういう理解でよかったですよね。

◎西山則夫委員長

どうですか。危機管理課長。

●日置危機管理課長

すみません。計画規模につきましては、これまでにあったですね、そのとおりの内容がどう変わってきたかというふうなところと、先ほどおっしゃっていただいたハードの部分がですね、これによって整備されていくというふうなところでありまして、そしてまた、水防法の改正によってですね、想定最大規模というふうなものについても、表現していかなければならないという話になりましたので、こちらのほうについて、二つの形で水防法によって規定されてきたと、そういうふうなものでございます。

◎西山則夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

少しあのごめんなさい、僕の言い方が悪かったかと思います。

この図だけ見ると、ここまで浸水するその最大規模と計画規模のハード面の整備の差がわかりにくいと言えいいですかね。基本的には避難ができるものですもんで、例えばさっきの避難タワーのようなものは正直言うと必要がないと、逃げろというのが前提でだからソフトとハードのその計画の図面に大分と差があるというようなことを御説明をいただけたほうがよかったですかなというのがひとつと、もう1点ちょっと教えてほしいんですけども、別紙1ですね、想定最大規模の図をみますと、この伊勢市役所、ここが浸水域の中に入ってるかのように見えるんですけども、そのことについてまずどのようにお考えかお聞かせください。

◎西山則夫委員長

危機管理課長

●日置危機管理課長

委員仰せのとおり、市役所のほうもですね、浸水する想定に今回の部分となっております。以上でございます。

◎西山則夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

先ほど、1番最初の御説明からしますと、この別紙1の想定最大規模をもとに、これからの避難基準とか避難所の見直しを行われるという話でお伺いをしたかに思うんですけども、基本的にここが浸水をするという前提で、しかも1メートル近くの浸水をするということで駐車場全部水浸しというような形で想定をされるということは、ある意味ではその防災拠点としてのここを放棄する方針で、計画を立てられるつもりでいらっしゃるのでしょうか。

◎西山則夫委員長

危機管理課長

●日置危機管理課長

今仰せのとおりですね、こちらのほう浸水するというふうなことで、こちらのほう、防災センターを第二拠点というふうな格好でですね、第二の司令塔としてですね考えておりました、そちらのほうとですね、どのように活用していくかというのは、今後のこの内容を見させていただく中でですね、検討してまいりたいとそのように考えております。

◎西山則夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

これは本来この計画に関することではありませんので、質問とかも回答結構なんですけども、今ちょうどその庁舎改修が行われている中で、私正直この点は非常に気になる部分であります。例えばNSCをどうするかとかですね、そういったことも含めて、そもそもここが浸水域という前提で庁舎の管理をするっていうのが、これから計画にこれから図面の変更も含めてやってかないかのかなというふうな認識でおるんですけども、そのあたりというのは、一応これ協議だけされてるかどうかだけお答えいただいても結構ですか。

◎西山則夫委員長

危機管理課長。

●日置危機管理課長

そちらのほうの図面等、庁舎のですね、管理等につきましては、今回もこのような大きなハザードが出たというふうなことで、今後その部分についてもですね、あわせて検討してまいりたいと考えております。

◎西山則夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

もうこれだけきちっと回答いただければ、ほんとに最後一個にしようと思うんですけど、もう一つ、これのですね、すべての説明文の注釈を見させていただいたときに、この図は、あくまでも宮川の水系が氾濫したときであって、他の河川の氾濫に関しては想定は同時の氾濫に関しては想定をしたものではないという形で、記載があるかと思うんですけども、これは当然そのこれだけの水量がふえれば残りの氾濫というのも考えた上で、計画をつくらないと、正直その新しい計画つくるのはあんまり意味がない。

宮川だけが氾濫するみたいな話の計画というのは、あんまり現実性がないかなと思うんですけども、そのあたりは、これから市の努力で情報を得ていくのか、それとも、国交省が出すの待つのか、それが出るまで計画を変更するつもりがないのか、もう少しその予算も要ることですので、今答えをくれというわけじゃないんですけども、考え方だけそのよその河川の氾濫も含めた計画にするのか、同時氾濫ということですよ。

そこだけちょっと回答いただけますか。

◎西山則夫委員長

危機管理課長

●日置危機管理課長

すいません。他の河川につきましてもですね、後々には出てこようかと思いますが、それを待っておるとですね、宮川のこのハザードに対応できないかという、浸水予想図に対応できないというふうなことになるかと思いますが、今回の部分については、今回の部分だけでですね、検討させていただきたいと、そのように考えております。

そして、今後出てきた部分について、順次足していくというような格好をさせていただきたいと考えております。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。

副委員長。

○野口佳子副委員長

すみません、ちょっとお尋ねしたいんですけども、別紙2のこの図を見ておりますと、こここのところで大変、城田地区のところはもう赤で、12時間、この519ミリの雨が降ったときに、こここのところは浸水するというのは出ているんですけども、この時なんですけど、ここは宮川だけなんですけど、ここから避難をするところに二つの川もありますし、この避難をする、警戒を皆さんにお示しするときは、これはいつ頃からこれをしていただくという考えあるんでしょうか。

◎西山則夫委員長

危機管理課長

●日置危機管理課長

今回の予想がですね非常に大きな予想が出ておまして、どこに行くかというふうな話もですね、今、検討しておるところでございます。

そして、それができないことにはなかなか周知のほうもですね、しにいてもというふうな部分もございますので、こちらのほうにつきましては、十分検討して、そして皆様とですね、一緒に考えさせていただきたいと、そのように考えております。

◎西山則夫委員長

副委員長。

○野口佳子副委員長

わかりました。ほんとに私この地図、図面を見せていただきましたときに、大変いいのかなと思うぐらい、ここで避難が、私のところでしたら上地のほうへ行くんですけども、こんなにたくさんの人たちが、そのこのとこだけで避難ができるとは限りませんので、また今後本当に十分に検討していただきましてやっていただきたいと、なるべく早く、こちらのほうをしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

他に発言もないようですので、説明に対しての質問は終わります。

続いて委員間の自由討議を行います。

御発言はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で「国土交通省宮川洪水浸水想定区域図の見直しと今後の市の取り組みについて」を終わります。

「防災対策に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

本件については、引き続き調査を継続いたします。

以上で本日御審査いただきます案件はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、総務政策委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時42分

上記署名する。

平成28年12月19日

委 員 長

委 員

委 員